

令和7年度(2025年度)熊本県クリーニング業分物価高騰対策支援金交付要項

(趣旨)

第1条 熊本県クリーニング業分物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)事業の実施については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(目的)

第2条 知事は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けて経費が増加しているクリーニング所(取次店を除く。)の負担軽減を図り、将来に亘り安定的な生活衛生基盤を確保することを目的として、予算の範囲内において、支援金を交付するものとする。

(交付対象者)

第3条 この支援金の交付対象者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条第1項の規定による届出を行い、同法第5条の2の規定による構造設備の確認を受けた施設(洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しのみを行うものを除く。)を営む者
 - (2) 令和7年(2025年)3月31日において、熊本県内で前号の営業の実態があり、今後も事業を継続する意思を有する者(令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの全期間において事業を休止している施設並びに市町村、一部事務組合及び地方独立行政法人が開設する施設を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象としない。
- (1) 交付対象者及び交付対象施設の役員又は使用人が、暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 交付対象者が、業務上の行為により法令に違反し、令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間に、行政処分を受けた者

(対象経費等)

第4条 この支援金は、令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間に交付対象者が支出した燃料費、電気使用料等の物価高騰に係る上昇分(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を対象とし、第3条第1号の届出にかかる1クリーニング所当たり10万4千円を交付する。

(交付の申請、請求)

第5条 交付対象者がこの支援金の交付を希望する場合は、様式1に定める申請書により、知事が別に定める期日までに交付申請を行うものとする。

- 2 規則第16条に規定する支援金の請求は、前項に定める申請書の提出をもって行われたものとする。

(電子情報処理組織による提出)

第6条 交付対象者は、前条に定める交付の申請及び請求並びに規則第8条の規定による取

下げについて、電子情報処理組織（熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年熊本県条例第64号）第5条第1項の規定により同項に規定するものをいう。以下同じ。））を使用して行うことができる。ただし、前条第1項及び第2項に定める書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、規則及びこの要項の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該規則及びこの要項の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われる申請は、県が指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。

（交付の決定）

第7条 知事は、交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、その金額を支払うとともに、規則第6条の規定に基づき様式2によりその決定の内容を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条第1項第3号に定めるその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 支援金に係る証拠書類等の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を支援金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 支援金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった場合又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたと知事が認める場合には、交付された支援金を返還しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までとする。

（実績報告、支援金の額の確定）

第10条 この支援金は、第5条第1項に定める申請書の提出をもって実績報告書の提出（第6条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合を含む。）に代え、第7条に定める交付の決定をもって額を確定したものとみなす。

（交付決定の取消し）

第11条 知事は、交付対象者が、支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、交付すべき支援金の額を確定した後においても適用があるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、規則第17条第4項の規定に基づき様式3により申請者に通知し、既に支援金の交付を行っている場合は全部若しくは一

部の返還を求めるものとする。

（検査及び報告）

第 12 条 知事は、この支援金の適正な支出のため、必要に応じて交付対象者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。交付対象者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（不当利得の返還）

第 13 条 知事は、支援金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対して、交付を行った支援金の返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第 14 条 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第 15 条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和 7 年（2025 年）7 月 10 日から施行する。